

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL : 06-6838-7090
FAX : 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第133号

令和2年(2020年)1月16日、消費者庁より「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針(案)」が公表され、パブリックコメントの募集が開始されました。科学的根拠として明らかにならざるやと判断される事例のほか、広生その他の表示において問題となるおそれのある事例が示されていることから、機能性表示食品だけでなく一般的な健康食品においても参考になる考え方がなっています。こちらに取り上げてみたいと思います。

事業者の予見可能性を高め、自主点検に取り組みやすくする

今回の指針の公表は、平成30年(2018年)11月の規制改革推進会議(内閣府)において、「機能性表示食品の広告規制・事後規制に、事業者が困難をきたしている」と議論されたことが背景となっていました。その後同会議における議論を経て今回の指針の公表に至っており、「不適切な表示に対する事業者の予見可能性を高める」とともに「事業者による自主点検及び業界団体による自主規制等の取組の円滑化を図る」ことを主な目的としています。

科学的根拠に関する事項

指針の第1は、「科学的根拠に関する事項」です。こちらはガイドライン「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」と健康留意事項(健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について)の考え方を踏まえつつ、届出の事後チェックの透明性の確保等に資する観点から、より詳細に示されたものとなっています。

機能性表示食品の事後チェック指針案が公表されました

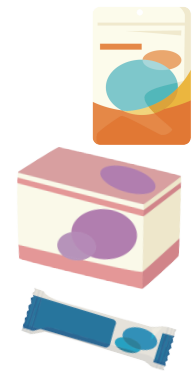
「科学的根拠」として明らかに適切とは考えられない「具体例」が記載されています。以下に一部を抜粋してみます。「合理的に説明できない場合」「不備がある場合」などの内容についてより詳しく記載されていますので、今後、科学的根拠として適切であるかを確認するための基準になるものと思われれます。

・届出資料において、表示する機能性に見合ったリサーチ・エッセンス・成分は設定されているが、表示の内容が、科学的根拠の内容に比べて過大である、又は当該根拠との関係性が認められない場合(例…主要アウトカム評価項目(通常1つを設定)において表示する機能性についての有意な結果が得られていないもの、等)

・研究レビューにおける成分と届出食品中の機能性成分との同等性が担保されない場合(例…研究レビューで有効性が確認された際の摂取時の形態や剤型と届出食品での形態や剤型が異なる場合において、有効性が確認された機能性成分の有効量の同等性が合理的に説明されない場合、等)

広告その他の表示上の考え方について

指針の第2は、「広告その他の表示」に関する事項です。機能性表示食品の広告その他の表示が、届出された機能性の範囲を逸脱する場合、各法令上問題となるおそれがあります。とりわけ「実際のものよりも著しく優良と示し、又は事実と相違して他の事業者に係るものよりも著しく優良と示す表示」を禁止している景品表示法について、事業者が留意すべき事項が表示要素別に示されています。



【届出された機能性の範囲を逸脱して景品表示法上問題となるおそれのある事項(一部抜粋)】

(1) 解消に至らない身体組織機能等に係る問題事項等の例示
届出された食品又は機能性成分が有する機能性では解消に至らない疾病症状に該当するような身体組織機能等に係る不安や悩みなどの問題事項を例示して表示すること。

(2) 届出された機能性に係る表示
当該食品又は当該機能性成分が有する機能性ではおおよそ得られない身体組織機能等の変化をイラストや写真を用いるなどにより表示すること。

(3) 実験結果及びグラフ
試験条件(対象者人数、摂取方法等)が視認性をもって明瞭に表示されていない、等

(4) 医師や専門家等の推奨等
推奨等が当該食品の効果を全面的に肯定していないにもかかわらず、肯定している部分のみを引用する場合、等

(5) 体験談
断定的な表現を用いて効果を保証するかのよう表現を用いたり、治療や投薬等の医療が必要でないかのような表現を用いたりする、等

なお、「体験談については、以下の記載がある点にも留意が必要です。」

「当該体験談を表示するに当たり事業者が行った調査における①体験者の数及びその属性、②そのうち体験談と同じような効果が得られた者が占める割合」

合、③体験者と同じような効果が得られなかった者が占める割合等を明瞭に表示することが推奨される。」

また同指針の「打消し表示」の項目においても体験談に触れられていますので、広告その他の表示において体験談を使用する場合には、とりわけ確認が必要といえるでしょう。

(6) 届出表示又は届出資料の一部を引用した表示
届出表示の一部を切り出して強調すること、届出された機能性の範囲を逸脱した表示を行う場合、

以上ですが、「不適切な表示に対する事業者の予見可能性を高める」役割を果たす指針になるものと思われれます。

施行期日は令和2年(2020年)4月1日の予定

同指針の最後に、届出資料の不備等の問題が明らかとなった場合において「景品表示法上問題となるものとは取り扱わない」とされる内容が整理されています。その1つに、「機能性表示食品に関する科学的知見及び客観的立場を有すると認められる機関又は組織等において妥当であるとの評価を受けるなど、適切な客観的評価により表示の裏付けとなる科学的根拠が合理性を欠いているものではないと判断されるもの」が記載されています。こちらは「事業者による自主点検及び業界団体による自主規制等の取組の円滑化を図る」目的として、今後こうした仕組みづくりが進められるものと思われれます。

パブリックコメントで意見募集中心ですが、同指針の案の施行期日は、令和2年(2020年)4月1日と予定されています。機能性表示食品を取り扱う方だけでなく、一般的な健康食品を取り扱う方にも影響のある指針と思われるので、一度確認をされておくとよいと思います。

(川倉)

参考…「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針(案)」
https://search.e-gov.go.jp/servet/PrctmFileDo?wloadId=seqNo=000196910

ミニコラム 「添加物の表示方法について」

今回は原材料名としての添加物の表示方法について取り上げたいと思います。下記の表示を例にして、食品表示基準とともに確認していききたいと思います。

原材料名：小麦粉、砂糖、全卵、植物油、カシューナッツ、水あめ、くるみ、アーモンドパウダー、メープルシロップ、牛乳、食塩/膨張剤、トレハロース、増粘剤(キサンタン)、香料、着色料(カラメル)

1次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、

(1) 別表第六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、

(2) それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。

食品表示基準(P.13 添加物)

①：別表第六の上欄に掲げられている使用用途は下記の8つの用途です。

「甘味料」「着色料」「保存料」「増粘剤、安定剤、ゲル化剤又は糊料」「酸化防止剤」「発色剤」「漂白剤」「防かび剤又は防ばい剤」

これらの用途で使用された添加物は、別表第六の下欄に掲げられている用途名に添加物の物質名を併記して表示することとなり、上記の表示例では「増粘剤(キサンタン)」「着色料(カラメル)」が該当します。

②：別表第六の上欄に掲げる用途でない添加物の場合は、物質名で表示されています。上記の表示例では「トレハロース」が該当しますが、「膨張剤」「香料」は、①と②に該当しません。

添加物の表示方法については項目3の内容として次の記載もあり、「膨張剤」「香料」はこちらによる表示となります。

1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、

(3) 別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。

食品表示基準(P.14 添加物)

③：別表第七の上欄に掲げられているものは下記の通りです。

「イーストフード」「ガムベース」「かんすい」「酵素」「光沢剤」「香料」「酸味料」「チューインガム軟化剤」「調味料(甘味料及び酸味料に該当するものを除く。))」「豆腐用凝固剤」「苦味料」「乳化剤」「水素イオン濃度調整剤」「膨張剤」

こちらは“食品表示基準について 別添 添加物 1-4”を参照されるとわかりやすいかもしれません。

それぞれに定義、一括名、添加物の範囲が定められており、使用用途と添加物によって、上記の表示例のように一括名で表示されるものもあります。このように、添加物の表示方法は①②③の大きく3つあることが分かります。

今回①で取り上げた用途名と添加物の物質名を併記する表示について、添加物の物質名に「色」、「増粘」の文字を含む場合に「着色料」、「増粘剤」または「糊料」の用途を省略する表示、添加物の物質名でも一般に広く使用されている名称として簡略名での表示も可能とされており、仮に同じ添加物を同じ用途で使用した商品であっても、表示作成にあられる方や企業毎の自社ルール等によって、表示方法は違ってくるものと思います。

また③の一括名による表示は、表示スペースが限られる場合に表示の文字数を減らすことができること、添加物の物質名のみでの表示よりも使用目的がわかりやすい面もありますが、表示を見る側からすると使用されている添加物が表示からはわからないといった面もあります。こちらについては現在行われている、食品添加物表示制度に関する検討会において論点の一つとされております。

一般的に「添加物」というとあまり良いイメージをもたれてない印象がまだありますが、商品を作る上で必要となるからこそ使用される添加物だと思いますので、表示方法の基準に準じた上で見やすさ、わかりやすさが考慮された表示にして頂ければと思います。

(斎藤)

食品表示基準

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms201_191031_01.pdf

食品表示基準について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms201_200115_03.pdf

『月刊 HACCP』寄稿のお知らせ

アレルギー表示の現状と留意点

『月刊 HACCP』にて「アレルギー表示の現状と留意点」について執筆しております。

アレルギーの表示は、食品表示の担当者もそうでない人も、一般的に食品表示の中で最も大切な表示事項であると認知されていると言えるでしょう。新基準への移行期限をもうすぐ迎える今のこの機会に、アレルギー表示のミスを防ぐことを目的に、現状と留意点をまとめています。

ご関心のある方はぜひお買い求めください。

☞ 『月刊 HACCP』のご紹介はこちら
<https://www.keiran-niku.co.jp/haccp.html>



※「今月のお気に入り言葉」はお休みさせていただきます。